令和６年

第 10 回　南魚沼市農業委員会総会会議録

日　時　　令和６年 10 月 25 日　午前９時 00 分～
場　所　　南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者　　南魚沼市農業委員会長　並木　孝夫

日程　１　会期の決定について
日程　２　会議録署名委員の指名について(13 番篠田　猛委員、14 番片桐　京委員)
日程　３　諸般の報告　：　別紙のとおり
日程　４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について
日程　５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名について
日程　６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
日程　７　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
日程　８　第３号議案　農用地利用集積計画（案）について
日程　９　その他

○令和６年 10 月 28 日（月）　　11：15～
・北信越ブロック女性の農業委員会研修会
【富山市　ホテルグランテラス富山】　　〈山﨑委員、宮田委員〉

○令和６年 11 月７日（木）　　９：00～
・第２回農地パトロール
【市内全域】
〈会長、会長職務代理、農地特別委員長、農政特別委員長、広報特別委員長、農地特別委員〉

○令和６年 11 月 12 日（火）　　14：00～
・農業委員会上・中越協議会合同研修会
【上越市　ユートピアくびき希望館】　　〈全員〉

○令和６年 11 月 13 日（水）～14 日（木）
・南魚沼市農業委員会管外視察研修
【つくば市　農研機構（食と農の科学館／遺伝資源研究センター　ジーンバンク）、
栃木市　栃木県農業総合研究センター　いちご研究所】　　〈全員〉

○令和６年 11 月 15 日（金）　　10：30～
・第 104 回常設審議委員会
【新潟市　ＪＡ新潟ビル】　　〈会長〉

○令和６年 11 月 21 日（木）　　13：00～
・新潟県農業委員会大会
【新潟市　新潟テルサ】　　〈全員〉

○令和６年 11 月 25 日（月）　　９：00～
・第 11 回農業委員会総会
【大和庁舎　旧議場】　　〈全員〉

○令和６年 11 月 25 日（月）　　総会終了後
・農作業賃金及び農業機械作業料金標準の作成部会
【大和庁舎　中会議室】　　〈会長、会長職務代理、農作業料金作成部会委員〉

○令和６年 11 月 25 日（月）　　13：30～
・農作業賃金及び農業機械作業料金標準の作成委員会

【大和庁舎　中会議室】　　〈農作業賃金及び農業機械作業料金標準作成委員〉

出席委員は次のとおりである。

１番	青木　日出男	２番	田邉　　浩	３番	樋口　　隆
４番	小幡　武重	５番	関　　昭夫		
７番	小林　憲一	８番	中俣　　渉	９番	佐々木　大輔
10 番	西野　徳光	11 番	宮田　京子	12 番	荒川　　敦
13 番	篠田　　猛	14 番	片桐　　京	15 番	山﨑　輝代
16 番	高橋　　宏	17 番	大平　泰弘	18 番	原澤　　眞
19 番	並木　孝夫				
推１番	桑原　宏太	推２番	松田　伸児	推３番	飯酒盃　大祐
推４番	山田　利広	推５番	笛木　正計	推６番	関　　佐智
推７番	小林　久雄	推８番	星野　覚雄	推９番	阿部　　勉
推 10 番	山岸　健一	推 11 番	宮崎　　実	推 12 番	林　　幸次
推 13 番	小杉　　進	推 14 番	片桐　健二	推 15 番	関　　晃
推 16 番	島田　徳敏	推 17 番	長谷川　政一	推 18 番	勝又　信行
推 19 番	志太　要一	推 20 番	櫻井　　隆	推 21 番	髙村　英男
推 22 番	井口　　博	推 23 番	水澤　利徳	推 24 番	牛木　友哉

欠席委員は１名である。

６番　　上村　　哲

遅刻委員はなしである。

早退委員は１名である。

推 22 番　井口　　博

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井　雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下　悠紀	農地係主事	田村　萌

（会長、議長席に着く）

（９時 00 分開会）

議　　長　　それでは、令和６年第 10 回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が 18 名、推進委員が 24 名で合計 42 名の出席となり、総会は成立します。

日程１　会期の決定について

議　　長　　日程１　会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程２　会議録署名委員の指名について

議　　長　　日程２　会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、13 番篠田猛委員、14 番片桐京委員にお願いいたします。

日程３　諸般の報告

議　　長　　日程３　諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、参考程度にひとつ、私から話をさせていただきます。

前回の常設審議委員会において、ＪＡの方から話があったのですが、今年に関しましては、皆様もご存じのとおり、コメの価格が上がっております。以降、これが安定して高い水

準となるのか、そうでなく、場所によっては暴騰と言ってもいいくらい高騰しておりますので、それが落ち着くことによって価格が下がるのか、今後見極めていく必要があると思われますので、皆様も今後の動向を注視していただければと思います。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告は終了させていただきます。

日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について

議　　長　　日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号報告朗読）

（１）農地転用事実確認書の交付について

３ページをご覧ください。前回総会以降８件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

（２）農地法第 18 条第６項の賃貸借の解約通知について

５ページをご覧ください。こちらは 66 件です。

１番から７番は同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

８番、９番は同じ借受人の方の案件です。８番は契約内容見直しのための解約、９番は第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

10 番、名木沢の田４筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

11 番、九日町の田２筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

12 番、大崎の田１筆、借受人の都合による解約です。

13 番、芋赤の田 16 筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

14 番、15 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

16 番、小栗山の田８筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

17 番、小栗山、片田の田７筆、第三者との貸借契約のための解約です。一部の土地について、後ほど利用権の設定があがってきます。

18 番、川窪の田１筆、農地転用のための解約です。後ほど５条申請があがってきます。

19 番から 27 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

28 番、東泉田の田４筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

29 番から 31 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも借受人の都合による解約です。29 番、30 番は後ほど利用権の設定があがってきます。31 番については今後貸付予定とのことです。

32 番、小川の田１筆、売買のための解約で、後ほど３条申請があがってきます。

33 番、中川の田 10 筆、借受人の都合による解約です。

34 番、35 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

36 番、37 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

38 番から 40 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも借受人の都合による解約です。

41 番から 50 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

51 番、52 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

53 番、長森新田の田畑３筆、借受人の都合による解約です。
54 番、四十日の田１筆、農地を売買するための解約です。後ほどあっせんの売買があがってきます。
55 番、四十日、宇津野新田、青木新田の田８筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
56 番、思川の田２筆、借受人の都合による解約です。
57 番、思川の田４筆、借受人の都合による解約です。
58 番、59 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。
60 番、61 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。
62 番、63 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約です。こちらは今後貸付予定とのことです。
64 番、65 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。
66 番、長崎の田２筆、借受人の都合による解約です。

（３）使用貸借の解約について
24 ページをご覧ください。こちらは３件です。
１番、市野江甲の田１筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
２番、六日町の田１筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
３番、田崎の田畑 14 筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
先ほどの賃貸借の解約についても、この使用貸借の解約についても、いずれも契約内容の見直しによる解約という事由が多いのですが、これらは来年度から農用地利用集積計画が無くなることを受け、契約期間を延ばすために当初の契約を見直しているものであります。

（４）農地法の適用を受けない事実確認について

27ページをご覧ください。こちらは３件です。

１番、大崎の登記畑、現況雑種地１筆、91㎡、資料は１～２ページです。こちらはすでに農地台帳には載っていない土地であるため、田邉浩委員より現地を確認していただきまして、９月18日に非農地証明書を発行しております。

２番、名木沢の登記田、現況山林１筆、542㎡、資料は３～４ページです。こちらは山間部にある農地で、耕作条件が悪いため耕作放棄地化した農地とのことです。農地でなくなった年月日につきましては、平成年月日不詳とのことです。樋口隆委員より現地を確認していただきまして、10月１日に非農地証明書を発行しております。

３番、長崎の登記公衆用道路、現況雑種地２筆、合計243㎡、資料は５～６ページです。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地であります。登記が公衆用道路なのですが、課税地目が農地として登録されていたということで、こちらの土地を処分するにあたり、非農地証明願が提出されたとのことです。阿部勉委員より現地を確認していただきまして、10月３日に非農地証明書を発行しております。

第１号報告につきましては、以上です。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、第１号報告を終了させていただきます。

日程５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名について

議　　長　　日程５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第２号報告朗読）

29ページをご覧ください。今月は８件です。

１番、水尾の田１筆、1,218 ㎡です。こちらの農地については、所有者の方がこちらに住んでいないということで、財産処分のためにあっせんを申し出たものです。９月 27 日に小杉委員、田邉委員をあっせん委員に指名しております。

２番、四十日の田１筆、983 ㎡です。こちらの農地については、住所地から離れた農地であり、耕作がしづらいため、あっせんを申し出たものです。９月 27 日に中俣委員、島田委員をあっせん委員に指名しております。

３番、野田、北田中の田畑８筆、5,150 ㎡です。所有者の方が遠方に住んでいるため、財産処分のためにあっせんを申し出たものです。９月 27 日に中俣委員、島田委員をあっせん委員に指名しております。

４番、下出浦の田１筆、1,000 ㎡です。所有者の方はこの１筆しか農地が無いということで、財産処分のためにあっせんを申し出たものです。９月 27 日に松田委員、並木委員をあっせん委員に指名しております。

５番、舞子の田２筆、4,645 ㎡です。所有者の方が農業をされないということで、財産処分のためにあっせんを申し出たものです。９月 27 日に星野委員、髙村委員をあっせん委員に指名しております。

６番、長崎の田２筆、2,610 ㎡です。こちらの農地は相分けの農地でして、耕作の都合により処分したいということで、あっせんを申し出たものです。10 月３日に阿部委員、長谷川委員をあっせん委員に指名しております。

７番、長崎の田１筆、906 ㎡です。こちらの農地は相分けの農地でして、耕作の都合により処分をしたいということで、あっせんを申し出たものです。10 月３日に阿部委員、長谷川委員をあっせん委員に指名しております。

８番、長崎の田１筆、1,224 ㎡です。所有者の方が財産処分をしたいということで、あっせんを申し出たものです。10 月３日に阿部委員、長谷川委員をあっせん委員に指名しております。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、第２号報告を終了させていただきます。

日程６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

議　　長　　日程６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号議案朗読）

31 ページをご覧ください。こちらは 11 件です。

110 番、穴地新田の畑１筆、988 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 506 円です。申請理由は借入地の取得のためです。こちらの農地はもともと譲受人が借り受けていた土地であり、譲受人が引き続き耕作したいということで申請をあげるものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況から、農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

111 番、穴地新田の畑１筆、202 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 743 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。こちらの農地は譲受人の所有農地と相分けになっている農地であり、今後一体的に利用していくために申請をあげるものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況から、取得する農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

112 番、四十日の台帳田、現況畑１筆、768 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 521 円です。申請理由は新規就農のためです。

こちらの農地は新たに譲受人が購入する予定の宅地に隣接しており、畑として利用したいということであります。

譲受人には経営農地がありませんので、新規就農というこ

とになるのですが、畑として利用し、自家消費野菜を作付けしたいということで、営農計画書の提出を受けております。

営農計画書等から必要な農作業に従事することが見込まれますので、許可相当であると考えております。

113 番、小川の田 1 筆、798 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 188 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。譲渡人の農地はこの 1 筆だけであるため、この申請により、全農地処分となります。また、対価が安めに設定されておりますが、こちらの農地は排水の状況が悪く、取得後に譲受人自ら土地改良を行う予定であるため、工事にかかる費用を差し引いて対価を設定しているということです。

譲受人の農地の経営状況や家族の農作業への従事状況等から、取得した農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

114 番、川窪の田 1 筆、606 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 825 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。以前、譲受人はこの申請地の奥にある畑を購入したのですが、購入した農地だけでは農道からのアクセスが悪いことから、全体的な耕作の利便を図るためにこの農地を取得したいとのことです。また、この農地の現況は田となっておりますが、取得後は畑として耕作したいとのことです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況から、取得した農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

115 番、蟹沢新田の田 1 筆、165 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 1,212 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。こちらの農地は譲受人の自己所有地に隣接する農地です。申請人は以前、売買についての両者間での合意をされており、その際に農地法の申請をしたと思っておりましたが、申請されていなかったことが分かったため、この度申請があがったものです。また、対価が高めに設定されておりますが、当時合意をされた価格を記載していただいております。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、家族等の農作業への従事状況から、取得した農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

116番、名木沢、九日町の田９筆、5,917㎡、贈与による所有権移転で、申請理由は経営規模拡大のためです。こちらにつきましては、隣接地で農業を営む譲受人が贈与により農地を取得し、耕作したいということで申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、家族等の農作業への従事状況から、取得した農地を効率的に耕作されることが見込まれますので、許可相当であると考えております。

117番、下原新田の田と畑５筆、608㎡、贈与による所有権移転で、申請理由は親から農地を譲り受けるためです。譲渡人が高齢となったため、子が生前贈与を受けて耕作を行いたいということです。譲受人の経営農地は少ないのですが、一体的に自家消費野菜を作付けし、家族と作業を分担して耕作するということで、営農計画書の提出を受けております。

必要な農作業には常時従事することが見込まれますので、許可相当であると考えております。

以降の３件については、いずれも農業者年金の再設定です。いずれの案件につきましても、譲受人の方の経営状況や農業の経験などから見ますと、効率的な耕作が見込まれますので、許可相当であると考えております。

第１号議案については以上です。

議　　長　　関係委員がいらっしゃいます。推進委員４番山田利広委員の除斥を求めます。

（推４番山田委員退席）

31ページ　111番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。31ページ

111 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、111 番案件については原案のとおり承認されました。山田委員の除斥を解きます。

（山田委員着席）

続いて、農業委員３番樋口隆委員の除斥を求めます。

（３番樋口委員退席）

32 ページ　116 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。32 ページ 116 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、116 番案件については原案のとおり承認されました。樋口委員の除斥を解きます。

（樋口委員着席）

続いて、農業委員 10 番西野委員の除斥を求めます。

（10 番西野委員退席）

32 ページ　117 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。32 ページ 117 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、117 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

（西野委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第１号議案　農地法第３条の規定による

許可申請については原案のとおり承認されました。

日程７　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

議　　長　　日程７　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第２号議案朗読）

37 ページをご覧ください。こちらは６件です。

51 番、浦佐の畑２筆、合計 231 ㎡、売買による所有権移転で転用目的は住宅用地のためです。資料については７～９ページです。申請の内容ですが、譲受人は子どもが大きくなり現在の住居が手狭になってきたことから、新たに住宅を建築したいというものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第３種農地となります。一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、原則許可ということになります。

52 番、下原新田の田及び畑５筆、244 ㎡、贈与による所有権移転で転用目的は宅地の拡張のためです。資料については 10～12 ページです。申請の内容ですが、既存住宅及び既存物置の敷地や管理上必要な土地を、宅地として一体利用するため宅地の拡張をしたいというものであります。また、譲受人の亡くなった祖父が昭和 42 年に農業用物置を新築した際や、昭和 49 年に住宅増築をした際に利用した申請地が農地であったことがこの度判明したとのことで、始末書を提出してもらってあります。

この農地については、１種、３種農地以外で生産性の低い農地で第２種農地でありますが、第２種農地を宅地の拡張に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

53 番、津久野の登記田、現況畑２筆、188 ㎡、使用貸借権の設定で転用目的は宅地の拡張、カーポート建築のためです。資料については 13～15 ページです。申請の内容ですが、既存住宅の高床部分の車庫では不足しており、自家用車用の

カーポートを建築したいというものであります。また、譲渡人は共同事業者となっております。また、この度、カーポートを建築しようとしたところ、平成 16 年の住宅建設後に通路として利用した申請地が農地であったことが判明したとのことで、始末書を提出してもらってあります。

この農地については集落内にある生産性の低い第２種農地でありますが、集落に接続した農地を宅地の拡張、カーポートに使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

54 番、川窪の田１筆、936 ㎡、売買による所有権移転で転用目的は工場建築のためです。資料については 16～18 ページです。申請の内容ですが、事業拡張のため新たに工場を建築したいというものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第３種農地となります。利用計画図から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

55 番、長崎の畑１筆、574 ㎡、贈与による所有権移転で転用目的は一般住宅建築のためです。資料については 19～21 ページです。申請の内容ですが、譲受人は兄から申請地を譲り受け、一般住宅を建築したいというものであります。

この農地については、１種、３種農地以外で生産性の低い農地で第２種農地でありますが、第２種農地を一般住宅に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

56 番、長崎の田１筆、19 ㎡、交換による所有権移転で転用目的は宅地の拡張のためです。資料については 22～24 ページです。申請の内容ですが、石垣を築造するため宅地の拡張をしたいというものであります。また、申請地は、譲受人の亡くなった父が昭和 60 年に自宅を新築した際に築造した石垣の底地の一部となっております。今年父が亡くなったため資産等を調査したところ判明したとのことで、始末書を提出してもらってあります。

この農地については、１種、３種農地以外で生産性の低い農地で第２種農地でありますが、第２種農地を宅地の拡張に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

第２号議案については以上です。

議　　長　　関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

（10 番西野委員退席）

37 ページ　52 番、53 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。37 ページ 52 番、53 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、52 番、53 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

（西野委員着席）

議　　長　　暫時休憩といたします。

（９時 46 分休憩）

議　　長　　休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

（９時 48 分再開）

続いて、農業委員１番青木日出男委員の除斥を求めます。

（１番青木委員退席）

38 ページ　56 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。38 ページ 56 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、56 番案件については原案のとおり承認されました。青木委員の除斥を解きます。

（青木委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請については原案のとおり承認されました。

日程８　第３号議案　農用地利用集積計画（案）について

議　　長　　日程８　第３号議案　農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第３号議案朗読）

40 ページをご覧ください。こちらは 82 件です。

まず所有権移転が２件ございます。

629 番、下出浦の田１筆、1,000 ㎡、所有権の移転で、対価は㎡あたり 100 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。場所については資料の 25 ページをご覧ください。

こちらの申請について、対価が安めになっておりますが、相分けの農地であるということで、なかなか耕作条件が厳しいことと、所有者の方がこの１筆しか農地をお持ちでないため、対価についてはこだわらずに処分したいということで、お互いが合意した価格であります。

630 番、四十日の田１筆、983 ㎡、所有権の移転で、対価は㎡あたり 500 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。近隣の方が購入し、耕作していきたいということで、申請があがったものです。場所につきましては資料の 26 ページをご覧ください。

631 番以降、689 番まで賃借権の設定が続きます。

631 番、632 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

633 番、市野江甲の田３筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

634 番から 639 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定です。対価につきましては、634 番、635 番、637 番から 639 番案件が 10ａあたり 60kg、636 番案件が 10ａあたり 45kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

640 番、九日町の田３筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

641 番、名木沢の田４筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

642 番、芋赤の田 16 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

643 番、山崎、山崎新田の田６筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

644 番から 652 番案件は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 15,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

653 番、小栗山の田８筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 72kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

654 番から 656 番案件は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価については、654 番、655 番案件が 10ａあたり 60kg、656 番案件が全部で２俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

657 番から 659 番案件は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

660 番、畔地の田４筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

661 番、山谷の田畑 13 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 72kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

662 番、663 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

664 番から 674 番案件は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

675 番、676 番案件は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価については、675 番が 10ａあたり 19,000 円、676 番案件が 10ａあたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

677 番、四十日、宇津野新田、青木新田の田８筆、賃借権の設定で、対価は全部で５俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

678 番、青木新田、奥の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のため

です。

679 番、片田の田３筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

680 番、681 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

682 番、栃窪の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

683 番、684 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価については、683 番が 10ａあたり 60kg、684 番が全部で６俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

685 番、大里の田４筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

686 番、仙石、舞子の田 12 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

687 番、688 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

689 番、長崎の田４筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

690 番から 693 番は使用貸借権の設定です。

690 番、市野江甲の田１筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

691 番、小栗山、六日町の田７筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

692 番、六日町の田１筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

693 番、田崎の田畑 16 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

694 番から 705 番は賃借権の再設定、706 番から 710 番は使用貸借権の再設定です。特に説明を要する案件はございませんので、説明については省略させていただきます。

第３号議案については以上です。

議　　長　　関係委員がいらっしゃいます。推進委員 19 番志太要一委

員の除斥を求めます。

（推 19 番志太委員退席）

41～43 ページ　634～639 番、58 ページ　690 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。41～43 ページ　634～639 番、58 ページ　690 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、634～639 番、690 番案件については原案のとおり承認されました。志太委員の除斥を解きます。

（志太委員着席）

続いて、推進委員 7 番小林久雄委員の除斥を求めます。

（推 7 番小林委員退席）

45 ページ　643 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。45 ページ 643 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、643 番案件は原案のとおり承認されました。小林委員の除斥を解きます。

（小林委員着席）

続いて、推進委員３番飯酒盃大祐委員の除斥を求めます。

（推３番飯酒盃委員退席）

62 ページ　704、705 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。62 ページ 704、705 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、704、705 番案件は原案のとおり承認されました。飯酒盃委員の除斥を解きます。

（飯酒盃委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第３号議案　農用地利用集積計画（案）については原案のとおり承認されました。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（10 時５分休憩）

議　　長　　休憩前に引き続き、議事再開いたします。

（14 時５分再開）

日程９　その他

議　　長　　日程９　その他についてですが、それぞれ部会における令和７年度の計画の報告をさせていただきます。最初に幹事会からお願いいたします。

13 番篠田委員　　幹事会からの報告です。来年度についても例年通り行事を開催させていただきます。ただし、今年度については管外視察研修が予定にございましたが、来年度はございません。

また、管外視察研修後の積み立てについては、次の研修に向けて継続させていただきたいと思います。

幹事会からの報告は以上です。

議　　長　　ただいまの報告について、質問や意見はございますでしょ

うか。

（質問、意見なし）

無いようですので、篠田委員、ありがとうございました。
続いて、農地特別委員会からお願いします。

16番高橋委員　農地特別委員会です。来年度の予定といたしましては、皆様に配布されている予定表に沿って、同様に行っていきたいと考えております。また、ほかに何かありましたら、その都度委員会として検討しようではないかというお話でございます。
そして、農地もそれぞれに色々な状況を抱えていると思いますので、皆様の中でお気づきの点がありましたら、事務局を通して情報提供をいただき、検討できればと存じますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいまの報告につきまして、質問や意見はございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、高橋委員長、ありがとうございました。
続いて、農政特別委員会からお願いいたします。

17番大平委員　農政特別委員会です。
配布した日程表のとおりに来年度の行事を行いたいと思います。
もう１点ですが、来月には農作業料金改定の会議がございます。昨年については大幅に見直しましたが、皆様からこの項目を追加したい等の要望がありましたら、事務局の方に連絡をお願いします。

議　　長　ただいまの報告につきまして、質問や意見はございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、大平委員長、ありがとうございました。
続いて、広報特別委員会からお願いします。

12番荒川委員　広報特別委員会からの報告です。休憩中に令和７年度の事業計画について審議しました。おおむね令和６年度のスケジュールと同様に、農業委員会だより「魚野のかけ橋」をカラー版にて年２回発行いたします。来年度も引き続き、お手元に届きましたら閲覧をお願いいたします。
以上です。

議　　長　ただいまの報告について、質問や意見はございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、荒川委員長、ありがとうございました。
来年度の計画についての報告は以上となりますが、他にございますでしょうか。８番中俣委員。

８番中俣委員　本日の総会の休憩時間中に開催された第３回の認定農業者との意見交換会担当者会議にて決定した事項について、報告いたします。
日程としましては、２月 25 日の総会終了後、午後からの開催を予定として候補に挙げさせてもらうということで調整させていただきます。内容ですが、今後始まる中間管理機構を通しての貸借及び地域計画等についてお話しいただける方を選定し、お願いすることで進めることになりました。
以上です。

議　　長　ただいまの報告について、質問や意見はございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、中俣委員、ありがとうございました。
他にございますでしょうか。11 番宮田委員。

11 番宮田委員　女性農業者との交流会担当者会議を行いました。日程がほぼ決まりまして、12 月 11 日水曜日に小千谷市のさつまいも農カフェきららに行きまして、新谷梨恵子様からさつまいもについてのお話を聞いた後に、ランチを食べて交流会をすることといたしました。11 月 1 日の市報に案内文書が載りますので、皆様からもご近所にお声がけをいただきまして、参加者を募っていただきたいと思います。
以上です。

議　　長　ただいまの報告について、質問や意見はございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、宮田委員、ありがとうございました。
他にございませんでしょうか。無いようでしたら、私から皆様にお願いをさせていただきます。
来月の管外視察研修については、節度のある服装での出席をお願いいたします。
また、認定農業者との意見交換会担当者会議については、新潟県農業会議を通しての詳しい方の紹介を検討していきたいと思います。
他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。

（14 時 17 分閉会）

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和　　６年　　１２月　　２５日

南魚沼市農業委員会長	並　木　　孝　夫
会 議 録 署 名 委 員	篠　田　　猛
会 議 録 署 名 委 員	片　桐　　京